

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 広島市西区南観音六丁目12番21号

氏 名 株式会社環境開発公社
代表取締役 栗本 貴志
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第114条第1項の許可を受けた者であることを証する。



広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 2年12月22日

許可の有効期限 令和 7年12月21日

1. 事業の範囲

区 分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所
別添検査済証のとおり。

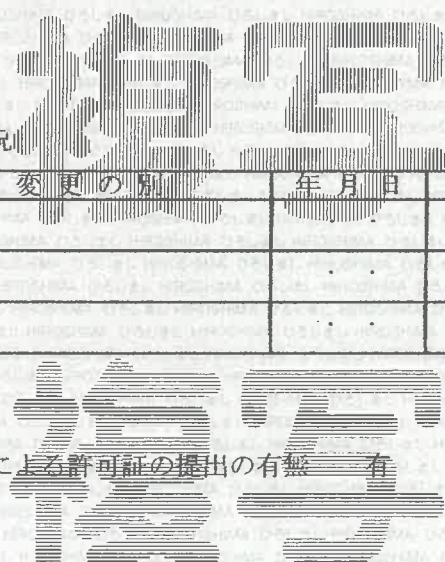
3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
.		.	
.		.	
.		.	

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考



1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 (これらのうち水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず、セラミックスくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 鉱さい がれき類 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>

複写

複写